

小田地区 まちづくり協議会だより

令和7年4月発行
発行：小田地区まちづくり
協議会

第7号

小田地区 地区まちづくり 構想が条例に 認定！

■地区まちづくり審議会の様子



川崎市地区まちづくり育成条例に基づく
認定内容

名称：小田地区地区まちづくり構想

代表者：又村 誠一

認定日：令和7年3月25日

認定番号：第K2401号

認定の有効期間：令和17年3月31日まで

★地区まちづくり基準を運用開始！
(手続きフロー参照)



【お問合せ】

川崎市まちづくり局防災まちづくり推進課 担当：双川、福本、尾張
電話 044-200-2731 FAX 044-200-0984
E-mail 50bomati@city.kawasaki.jp

協議会活動にご興味のある方は、問合せ先までご連絡下さい！